

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

10 2008

VOL.130



東京国際大学アメリカ校と姉妹校ウィラメット大学の交流（オレゴン州）
写真提供：学校法人金子教育団（東京都新宿区）

CONTENTS

- シリーズ 魅力ある私学を目指して 「独自の学校マネジメント」…………… 2
- 平成21年度 私学助成関係予算の概算要求 …………… 4
- 平成21年度 専修学校関係予算の概算要求 …………… 7
- 特定健康診査にかかる健診結果の提供について／
平成20年度 加入者証の検認の実施／医療費通知の送付 …………… 9
- 社会保険庁から送付される「ねんきん特別便」について Q&A …………… 10
- アイリスプランの募集 …………… 11
- 年金が支給停止される時—60歳以上65歳未満の在職支給のしくみについて— …… 12
- 積立共済年金・共済定期保険の後期募集 …………… 13
- INFORMATION …………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 …………… 16

シリーズ

魅力ある私学を目指して

「独自の

学校マネジメント」

常盤木学園高等学校

校長 長野 雅弘



これまでの数校での実践報告形式で、独自の学校マネジメントを紹介しませんが。長野式学校マネジメントと評されている一環でも紹介できれば、幸いかと思います。



校長は、職人である教師の棟梁でなければならぬし、一般社会のマネジメント力やマーケティング手法も手にしていなくてはならない。なにより、学校改革を行う強い意志を持たなければならぬし、継続しなければならぬ。しかも、一年目で結果を出さなければ、学校再建は失敗する可能性が高い。なぜなら、一般企業でも同じであるが、一年目でなんらかの成果をださなければ、二年目からは人材の流出が始まり、残った者のモチベーションが極端に下がってしまう。これでは再建は不可能に近いものとなる。さらに、教育界に欠けている、スピード

(あらゆる面での)も必要である。再建の目標は、少なくとも学校運営が

できるだけの入学者を確保することである。そこで始めて、私立学校としての存在理由を担保できる。

私学はアラカルト。公立は定食、とよく言われている。どこの定食屋でも同じなのに、定食屋に入ってしまう。費用面での判断だと思われるがちであるが、アラカルトの私学の特色が活かされてはいない結果である、と私は判断している。アラカルト選択は、ミスマッチが起らない。保護者・受験生が自ら選択したのだから。こういう特色のある学校で、学ばせたい・学びたい、という結果の入学なのでミスマッチは起こらないわけである。では、どうやって私学の良さを実践し、PRし、創立者から受け継いだバトンを次の世代に渡すことができるのか。その方法を実践報告する。

①学校の方向性を明確に示す

理事長とのすり合わせで、不易的なも

のと流行的なものを組み合わせる。この方向性(ベクトル)は、幅のあるものでなければならぬ。この幅とは、現場の長である校長の幅である。企画書・稟議書(年々増大していたら健全)を出してもらい、許可・不許可で一般教職員は校長の幅を実感できる。指示待ち教員ではなく、自ら能動的に動く教員の育成にもつながる。人は皆違う、ということを実感している教員は、自らをも認めて欲しいという強い願望を持っている。個々を活かすことにより、組織は活性化する。

方向性(ベクトル)を示したら、企画書・稟議書を提出してもらい、個々を活かすことを念頭に校長が判断を示していく。このときの注意点として、企画書・稟議書には中間管理職のYES/NOの印を押してもらい、全員がNOであったも校長判断でYESの場合は即実行することにより、中間管理職も校長の幅を体感することにより、気づきをする事ができる。

②「気づき」から「行動」へ

幅のある方向性(ベクトル)内でそれぞれの教員に頑張ってもらうが、一番大切にしていることは、気づき↓行動のプロセスである。

自ら気づく者・・・極めて少数

(管理職が気づかせる必要なし)

自らは気づかない者・・・圧倒的多数

(管理職が気づかせる必要あり)

同じ私立でも、私塾に多くの私学が負けている一番大きな点が、ここである。私塾関係者は、次から次へと目の前の子どもたちのために何をしよう、と考へ実行している。自ら気づく者が多い。学校という組織は、ここが弱い。設立当初はそうではなかった私立学校が、年月を隔てることにより、脆弱化してきた。自らは気づかない者に、どうやって気づかせるのか。次に具体例を挙げておく。私はこれらを使って、気づきに至らせ、行動へと導いた。

(例) ベンチマーク(他校の教科・校務

分掌・部活/校内ベンチマークも)でイメージ作り・自らの模範授業・報告書(反省点三点、良かった点三点、改善点三点が中心)・研究授業(生徒目線でのビデオをプリント)・教材研究にオリジナルプリントの作成・通常授業を見続け改善点を指摘・あるべき姿・4Sの徹底

③教員の伸びは生徒の伸び

全ては教員の伸びにかかっている。教員が伸びれば生徒も伸びる。これは真理である。教員の伸びに最も関わるのが管理職。管理職は一般教員を良く知っている者でなければならないし、自ら学ぶ姿勢の強い者でなければならない。年齢には固執しない。私の任命した教頭は、三〇代から五〇代までさまざまである。気づいて

行動できる信念の強い方になってもらった。学年主任も同様である。

最も一般教員を知り、自ら学ぶ姿勢が強いのが校長であるべき、ということは当然である。

④教員のモチベーションと組織作り

教員のモチベーションが上がらないと、実行力に欠けてしまう。そのための一つとして、目標を具体的な数字で示させる。具体的な数字は到達点が明白なので、達成感が強い。達成感を味わえば、それが次へのステップとなる。モチベーションの維持につながる。具体的な数値は年々改善していかなければならない。

改革一年目の入学者数・大学進学者数が今後の大きな鍵となる。改革三年目ではない。一年目である。三年なんて、どこにそんな時間があるのか。社会は待ってくれない。

改革をスタートさせたら、一年でなにがしかの結果を出す強い覚悟で臨まなければならぬ。

教員のモチベーション維持には、ワクワク感も必要である。さまざまな企画に参画させて、みこしを担いでもらう。自らが中心となっていれば、ワクワク感が増す。このワクワク感はモチベーション維持だけではなく、次へのステップにつながる。

広報活動は、自らがこの組織の重要な一員と気づかせる、最も有効な手段である。自らが重要な一員であると気づくだ

けではなく、一生懸命説明を繰り返すことにより、学校の良さに気づき、愛校心が増す。愛校心の強い教員が増えれば増えるほど、強固な組織が完成していく。ただ単なる人の集まりであるグループから、一つの目標に向かって進むチームになっていく。



②の具体例を詳細に述べれば字数オーバーになってしまうので、項目だけに抑えたことをお許し願いたい。しかし、あるべき姿についてここで少しだけ触れておく。ベンチマーク等によってイメージ作りのできたあるべき姿は改善がしやすいのだが、長年慣れ親しんだ風景は当たり前だと刷り込まれてしまっているので、改善しづらい。長年慣れ親しんでいない新任教員に指摘してもらうことが最善である。ここに掲示板があつて見やすいのか、この荷物は見苦しくないのかなど、お客様状態の新任は「おかしい」と思ったことを指摘してくれる貴重な存在である。新任教員の役割と位置づけるとよい。



学校改革を依頼され、実行する過程において、私が行ってきたことの概略を述べた。方向性（ベクトル）を決め、気づきから行動に至らせ、教員の伸長と強固な組織作りをする。そして、いつまでも学校は完成形ではないので、常に改善を繰り返す。PDCAサイクルの活用である。

私の行ってきたことの概略は以上である。改革はそんなに難しいものではない。トップが意を決し、あきらめることなく継続していけばいいことである。組織はトップで九九%決まるのだから。また、教員はどこまでも伸びる。人としての生徒の伸びを信じているのなら、トップは教員の伸びも信じて当然であるし、実際そうである。

学校の評判は、在校生が上げ下げする。登下校時の生徒の様子は、まさにそれを象徴している。楽しそうに登下校している生徒の様子は、学校のイメージアップに直結する。逆もまた真である。楽しい時間を学校で過ごした生徒は、自宅今日あったことを親に話す。親も満足し、あちらこちらで、子どもが在籍している学校をほめる。逆もまた真である。

楽しそうに登下校している生徒は、学校での毎日に満足しているからである。満足する毎日は、わかって面白い授業や、一緒にいて楽しい友人や先生から生じてくる。学校に誇り（愛校心）を持つている。こういう生徒で満ち溢れた学校にするためには何をすればいいのか。教員が常に伸び続けなければならない。毎日をワクワクしながら過ごしてもらえなければならない。それを演出し実行させるのが管理職である。管理職の任はかくも重責である。

管理職の中でも、トップである校長は最も勉強し、実践し、マネージメントをしつかりしていかなければならない。CI戦略も徹底しなければならぬ。

学校を改革していくにはこれだ！と信じたら、継続していくことである。継続は力なり、とはまさに箴言である。さまざまな障害が入ることは当然である。誰しもが既得権益を守りたがるからである。しかし強い決意で粉砕していかなければならない。責任は校長が取るのだから。



常盤木学園の現状ですが、調査会社によれば学校に対する生徒の満足度は全国でも類を見ない異常に高い数値を示しています。これは私達の誇りです。学校はかくも変わるものです。



研究授業のビデオを見て勉強する教員

平成二十一年度 私学助成関係予算の概算要求 文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性に鑑み、従来から、私立学校振興助成法に基づき、教育研究条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減等に資するため、経常費補助を中心にその充実に努めているところです。

平成二十一年度予算については、二十年六月二十七日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針二〇〇八」において、これまで行ってきた歳出改革を緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針二〇〇六」「基本方針二〇〇七」に則り最大限の削減を行うとともに、ムダ・ゼロに向けた見直しを断行し、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行うこととされたところです。

これを踏まえ、「平成二十一年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成二十年七月二十九日閣議了解）において概算要求に関する基準が示され、文部科学省については、科学技術振興費は前年度の当初予算額、国立大学法人運営費、私立学校助成費（日本私立学校振興・共済事業団補助等を除く。）は、前年度当初予算額から一％減、それ以外は前年度予算額から三％減を要望基礎額としたうえで、さらに二五％増を上限とする要望ができることとされました。

また、成長力の強化、低炭素社会の構築、安心できる社会保障、質の高い国民生活の構築等、「基本方針二〇〇八」に示された重点施策のうち、緊急性や政策効果が特に高い事業に対して重点配分するため、「重要課題推進枠」を新設し、その財源として、政策の棚卸し等を通じ、科学技術振興費、国立大学法人運営費、私立学校助成費及び公共事業関係費等の要望基礎額の二％減分を充当することとされました。

これらに基づき、二十一年度の私学助成関係予算を以下のとおり要求したところです。

一 私立大学等の経常費に対する補助

要求額 三、三二八億六、八〇〇万円

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育研究条件の維持向上、学生の修学上の経済的負担の軽減及び学校法人の経営の健全性を高めるため、その教育及び研究に係る経常的経費について補助するものです。

二十一年度概算要求においては、私立大学等の運営に必要な基盤的経費を確実に

措置するとともに、各大学等の個性・特色に応じた支援を行うこととしています。また、「経済財政改革の基本方針二〇〇八」に挙げられた、重要課題の推進のため、一般補助、特別補助ともに増額要求したところです。

基盤的経費として不可欠な「一般補助」においては、「基本方針二〇〇八」に挙げられた重要課題である、医学部定員増に対応するため、増額要求をしています。

各大学等の特色を活かせるきめ細やかな支援を行う「特別補助」においては、「基本方針二〇〇八」に挙げられた重要課題である、教育の質向上、地域活性化への貢献、国際化の推進を重点的に支援するため、新たなメニュー群及び補助項目を新設しました。

このほか、「高度情報化推進メニュー群」においては、これまでの情報系補助項目等を一元化し、「ICT活用教育研究支援」を新設しています。また、自主的に経営改善に取り組む大学等への支援として、これまでの「定員割れ改善促進特別支援経費」に代わって、「未来経営戦略推進経費」を新設しています。

二 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助

要求額 一、〇六八億五、〇〇〇万円

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、

小学校、幼稚園及び特別支援学校における教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減等に資するため、都道府県が行う私立高等学校等の経常費助成に對し国が補助するものです。

二十一年度概算要求においては、一般補助で、

- ①教員の能力開発及び資質の向上支援
 - ②私立幼稚園における一種免許状保有の促進
 - ③財務状況の改善の支援
 - ④学校評価の実施状況
 - ⑤学校施設の耐震診断の実施状況
- といった事業に対する補助の充実を図ることとしています。

また、特別補助では、新学習指導要領や教育振興基本計画を踏まえた特色ある教育を行う学校に助成を行う都道府県に對して補助の充実を図るとともに、幼稚園特別支援教育経費について、障害のある幼児が一人以上就園している幼稚園に補助対象を拡大することとしています。

三 私立学校施設高度化推進事業費に対する補助（利子助成）

要求額 十二億五、九四四万円

私立学校施設高度化推進事業費補助（利子助成）は、私立の大学、短期大学、高等専門学校並びに高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校が、日本私立学校振興・共済事業団の融資を

受けて

①九年度以降に実施する老朽校舎（築三〇年以上）及び危険建物と認定された旧耐震基準（昭和五十六年以前の建物）の学校施設の改築事業

②八年度以前に実施した学校施設の整備事業のうち新たな教育方法の改善、研究の高度化のための計画を有しているもの

について、これらの融資に係る利子の一部について補助するものです。

二十一年度概算要求においては、これらの融資を受けた学校法人の金利負担軽減を図るため、引き続き利子助成に係る経費を要求するとともに、私立学校施設の耐震化を一層促進するため、二十一年度及び二十二年度に実施される老朽校舎等の改築事業については、利子助成の一層の充実（法人負担率の軽減（大学等が一％から〇・五％、高等学校等が一・五％から一％）を図ることとしています。

四 私立大学等における教育研究装置・施設の整備費に対する補助

要求額 一六五億三、四〇〇万円

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助は、我が国の学術研究及び高等教育の高度化を推進するため、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）の教育研究装置及び施設の整備費について補助するものです。

二十一年度概算要求においては、近年

大規模地震が頻発しており、学生等の安全を確保するための学校施設の耐震化が急務であることから、「学校施設耐震改修事業」を拡充するとともに、アスベスト

対策工事を支援する「環境衛生対策推進事業」、身体障害者や高齢者等の施設の利用に配慮した「バリアフリー推進事業」についても引き続き支援を行うこととして

います。また、低炭素社会の実現に向けた施設整備に対して支援する「エコキャンパス推進事業」を創設しています。

さらに、私立大学等の情報化を一層推進するため、「情報通信施設」（既存施設のマルチメディア対応施設への改造）及び「情報通信装置」（学内LAN等）を「ICT活用推進事業」に統合し、充実を図るほか、教育研究活動の環境を整備するため、「教育研究装置整備費補助」について充実を図ることとしています。

五 私立大学等における研究設備等の整備費に対する補助

要求額 五二億七、七一〇万円

私立大学等研究設備整備費等補助は、私立大学における学術研究の推進に必要な研究設備の整備費及び私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）における学術研究又は教育に必要な情報処理関係設備の整備費について補助するものです。

二十一年度概算要求においては、情報

処理関係設備に対する補助を見直し、大学等の教育に必要な設備の整備費について支援するため、「教育基盤設備」に対する補助を創設しています。

また、引き続き「私立大学戦略的研究基盤形成支援設備」の整備に必要な経費

の補助について要求するとともに、基盤

的な研究設備への支援の充実を図ることとしています。

また、私立高等学校等IT教育設備整備推進事業においては、引き続きコンピュータ等IT教育設備の購入に必要な経費の補助について要求したところです。

平成21年度私学助成関係予算概算要求額一覧

(単位：千円)

事 項	20年度 予 算 額	21年度 概算要求額	比 較 増 減 △ 減 額	増 減 比 (%)
私 立 大 学 等 学 術 研 究 装 置 設 施 整 備 費 補 助	324,868,000	331,868,000	7,000,000	2.2
私 立 高 等 学 校 等 学 術 研 究 装 置 設 施 整 備 費 補 助	103,850,000	106,850,000	3,000,000	2.9
私 立 学 校 施 設 高 度 化 推 進 事 業 費 補 助	1,177,118	1,259,444	82,326	7.0
私 立 大 学 ・ 大 学 院 等 教 育 研 究 装 置 設 施 整 備 費 補 助	10,556,673	16,534,004	5,977,331	56.6
私 立 大 学 等 研 究 設 備 整 備 費 等 補 助	5,269,100	5,277,100	8,000	0.2
私 立 高 等 学 校 等 施 設 高 機 能 化 整 備 費 補 助	2,078,000	4,489,025	2,411,025	116.0
私 立 学 校 教 員 研 修 費 等 補 助	59,120	59,120	0	0.0
私 立 幼 稚 園 設 施 整 備 費 補 助	1,108,000	2,320,000	1,212,000	109.4
私 立 高 等 学 校 産 業 教 育 施 設 整 備 費 補 助	123,900	144,071	20,171	16.3
私 立 学 校 体 育 設 施 整 備 費 補 助	105,410	214,985	109,575	104.0
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団 補 助	65,691,045	65,171,949	△519,096	△0.8
合 計 (ほかに財政融資資金)	514,886,366 (16,300,000)	534,187,698 (16,300,000)	19,301,332 (0)	3.7 (0.0)

六 私立高等学校等の施設整備費に対する補助

要求額 四四億八、九〇二万円

私立高等学校等施設高機能化整備費補助は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び特別支援学校が行う教育課程の改訂、IT教育の推進、安全確保等の諸課題への対応を目的とした施設整備に対して補助するものです。

二十一年度概算要求においては、近年大規模地震が頻発しており、生徒等の安全を確保するための学校施設の耐震化が急務であることから、地震防災対策特別措置法の改正を踏まえ、地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い（Is値〇・三未満）施設の耐震補強工事の補助率を1/3から1/2に嵩上げするなど、「学校施設耐震改修事業」を拡充するとともに、引き続き、

①情報教室の整備、校内LAN、施設のバリアフリー化等の改修工事への補助

②施設の防災機能及び安全機能強化（防犯対策、アスベスト対策）のための施設整備に対する補助を実施することとしています。

また、「私立学校エコスクール整備推進モデル事業」を見直し、低炭素社会の実現へ向けて環境へ配慮した施設づくりと環境教育のための施設整備に対する補助として「エコキャンパス推進事業」を

実施することとしています。

七 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

要求額 六〇〇億円（貸付計画額）

日本私立学校振興・共済事業団の二十一年度の貸付事業については、私立学校の老朽校舎等の改築事業を含む学校法人の資金需要に鑑み、財政融資資金一六三億円、財投機関債（私学振興債券）八〇億円などを財源とし、貸付計画額を六〇〇億円としています。

八 私立学校の教員研修費等に対する補助

1 日本私学教育研究所の

研修費等に対する補助
要求額 四、六二三万円

私立高等学校等における教育指導の充実を図るため、私立学校教育に関する研究及び教職員に対する研修等を行う財団法人日本私学教育研究所に対し、引き続きその研究事業、初任者研修事業及び十年経験者研修事業等に必要経費の補助について要求したところです。

2 専修学校教員の

研修事業費等に対する補助
要求額 一、二八九万円

専修学校教育の振興を図るため、引き続き財団法人専修学校教育振興会が実施する専修学校の教員研修事業などに要する経費の補助について要求したところです。

九 私立幼稚園の施設整備費に対する補助

要求額 二二億二、〇〇〇万円

私立幼稚園施設整備費補助は、幼稚園教育の振興を図るため、学校法人立幼稚園等の施設の新増改築や耐震補強工事等に必要経費の一部について補助するものです。

二十一年度概算要求においては、私立高等学校等と同様に、地震に対して倒壊または崩壊の危険性が高い（Is値〇・三未満）施設の耐震補強工事の補助率を1/3から1/2に嵩上げし、緊急の課題となっている私立幼稚園施設の耐震化等に必要経費の補助について要求したところです。

十 私立高等学校の産業教育施設設備整備費に対する補助

要求額 一億四、四〇七万円

私立高等学校産業教育施設整備費補助は、私立高等学校の産業教育の振興を図るため、引き続き実験実習施設の整備に

要する経費の補助について要求したところです。

十一 私立学校体育等諸施設整備費に対する補助

要求額 二億一、四九九万円

私立学校体育等諸施設整備費補助は、私立学校教育の円滑な実施及びスポーツの振興を図るため、また、中学校武道必修化（二十四年度より完全実施）に向けた条件整備のため、引き続き私立の中学校、高等学校の武道場及び小学校等の水泳プール等の整備に要する経費の補助について要求したところです。

十二 日本私立学校振興・共済事業団に対する補助

要求額 六五一億七、一九五万円

日本私立学校振興・共済事業団補助は、日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業、共済業務に係る事務及び特定健康診査等の実施に要する費用の一部の補助について要求したところです。

平成二十一年度 専修学校関係予算の概算要求 文部科学省生涯学習政策局専修学校教育振興室

専修学校は、社会の多様な要請に即応した実践的・専門的な職業教育を行う教育機関として大きな役割を果たしており、教育基本法においても、専修学校を含めた職業教育の重要性が明らかにされ、その役割は益々高まっています。

平成二十年五月現在、学校数は三、四〇二校、生徒数は約六六万人となっており、特に高等学校卒業等を入学資格とする専門課程（専門学校）の生徒数は約五八万人、専門学校への新規高卒者の進学率は一五・三％と大学に次ぐ進学先であり、専門学校はわが国の高等教育機関としても重要な一翼を担っています。

文部科学省では、このような専修学校の果たす役割の重要性に鑑み、専修学校制度の特色を生かした各種施策の充実等を図るなど専修学校教育の振興に努めています。

二十一年度概算要求については、対前年度二億三、四三五万円（伸び率七・〇％）増の三五億八、〇八四万円を計上しています。このほか、専修学校生徒の教育費負担の軽減を図る観点から、「日本学生支援機構奨学金事業」を推進するため、貸与人員の拡充に必要な経費を計上しています。

なお、概算要求の主な概要は次のとおりです。

専修学校を活用した 就業能力向上支援事業【新規】

二十年七月に閣議決定された「教育振興基本計画」においては、基本的方向として、「あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指す」としており、その施策として、「社会人をはじめとする幅広い学習者の要請に対応するための取組を促す」とこととされています。

また「経済財政改革の基本方針二〇〇八」では「新雇用戦略」として、「二〇一〇年度までに、若者、女性、高齢者の二二〇万人の雇用充実を目指す」とこととされていることから、専修学校においてもその職業教育機能をより効果的に活用し、就職困難者等に対して就業能力の向上に資する学習機会の提供等を図っていく必要があります。

二十一年度概算要求では、若者の早期離職者・フリーターやニート、定年退職をむかえる中高年等の社会人、子育てによりいったん就業を中断した女性などに、専修学校がその職業教育機能を活用して専門的・実践的な知識や技術の習得を目的とした「実践型教育プログラム」を提供し、再就職に必要な就業能力

の向上を支援するための取り組みを行うために必要な経費を計上しています。

専修学校留学生総合支援プラン【新規】

「教育振興基本計画」においては、「留学生受入れについては、二〇二〇年の実現を目標とした「留学生三十万人計画」を関係府省が連携して計画的に推進し、高度人材受入れとも連携させながら、留学生の就職支援等を進め、留学生受入れを拡大させる」とこととされています。

また「留学生三十万人計画」骨子（平成二十年七月二十九日閣僚懇談会報告）では、留学生の受入れ環境づくりや、卒業・修了後の社会の受入れの推進のため、産学官が連携した就職支援や起業支援の充実などがうたわれているところです。

このような社会的要請の高まりを受け、専修学校においても留学生受入れ数のさらなる増加が予想される一方で、受入れ・管理や就職支援等については、各学域や分野、地域によって対応に差が出ており、全国的に十分な取り組みが実施されているとは言いがたいのが現状です。

二十一年度概算要求では、専修学校における留学生に対して、支援体制の構築を図り、日本での就職や地域への定着を進める基盤作りを推進するとともに、就職に必要な知識・技術等の向上を図るためのプログラムを提供し、雇用機会の拡大を図る取り組みを実施するための経費を計上しています。

専修学校教育重点支援プラン【拡充】

専修学校では、その制度の柔軟性を活かした実践的・専門的な職業人の育成のための教育が行われていますが、企業等社会からは、即戦力となる高度な職業能力を有する人材が一層求められてきており、専修学校がその特色を活かして時代の要請に即応した教育内容や方法等の高度化を図っていく必要があります。

さらに、近年課題となっている教育力の基礎力の向上や若者の早期離職等にみられる雇用のミスマッチ解消のための産学連携教育の充実など、適切な人材育成を図っていくためには、これらの課題に対するカリキュラムの充実が不可欠です。

このため、これら社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等について重点的な研究開発を行うため「研究指定校」として指定した専修学校に委託し、その成果を全国に普及する「専修学校教育重点支援プラン」を引き続き実施します。二十一年度概算要求では、

- ① 教育力向上の推進
- ② 基礎力向上の推進
- ③ 産学連携教育の推進
- ④ 専門課程の高度化開発
- ⑤ 高等課程の個性化推進
- ⑥ 新教育領域の開発
- ⑦ 新教育方法の開発
- ⑧ 連携体制の開発

の八つの課題を設けて各専修学校の特性を活かした教育プログラムの研究開発を

平成21年度 専修学校関係予算の概算要求について

(単位：千円)

事 項	20年度 予 算 額	21年度 概算要求額
1 専修学校を活用した就業能力向上支援事業（新規） 若者等を対象に、専修学校の持つ職業教育機能を活用した実践型教育プログラムを実施し、多様な学習機会の提供と高度職業専門人の育成を図り、就業能力の向上を図る取り組みを推進する。	-	658,767
2 専修学校留学生総合支援プラン（新規） 将来の労働力の確保等のため、専修学校における留学生に対し、支援体制の構築を図り、日本での就職に必要な知識・技術等の向上を目的とした学習機会を提供するとともに、雇用機会の拡大を図る取り組みを実施する。	-	145,908
3 専修学校教育重点支援プラン（拡充） 社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等についての重点的な研究開発を「研究指定校」として指定した専修学校に委託し、その成果を全国に普及する。	416,936	474,318
4 専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン 高校生の自主的な進路選択など、若年者の職業意識の涵養を図るため、高等学校と連携した意識啓発のための職業教育を実施する。	146,904	146,904
5 専修学校教育等の運営改善に関する調査指導	20,832	20,832
6 私立学校施設整備費補助金 ・専修学校大型教育装置整備費補助 専修学校(専門課程)の教育装置・学内LAN装置の整備費について補助。	294,000	294,000
7 私立大学等研究設備整備費等補助金 ・専修学校情報処理関係設備整備費補助 専修学校(専門課程)の情報処理関係設備の整備費について補助。	931,000	931,000
8 専修学校教員研修事業等補助 財団法人専修学校教育振興会が行う教員研修に対する補助。	12,893	12,893
9 国費外国人留学生制度 専修学校(専門課程)における国費留学生の計画的受入れを整備。 (前年度限りの経費)	796,326	896,225
計	3,346,491	3,580,847
○ 日本学生支援機構奨学金事業 専修学校生徒の教育負担の軽減を図り、自立を支援するための育英奨学金事業の充実。	119,803,164	123,815,862

専修学校・高等学校連携等
職業教育推進プラン

若者の職業的自立を促進し、将来フ
リター・ニートとなることを未然に防
止するための必要な経費を計上しています。

望ましい職業観・勤労観及び職業に関
する知識や技能を身に付けさせていくこと
が重要であり、「経済財政改革の基本方
針二〇〇七」や「教育再生会議第二次報
告」、「キャリア教育等推進プラン」等に
おいても、キャリア教育・職業教育の一

以上のほか、科学技術の高度化や情報
化などに対応した専門性の高い知識、技
術の習得に際するよう、教育内容の充実
を目指す私立専修学校に対し、教育装置
や情報処理関係設備の整備費について補
助する私立大学等研究設備整備費等補助
及び私立学校施設整備費補助について必
要な経費等を引き続き計上しています。

専修学校の教育内容等を
充実するための支援策

また「教育振興基本計画」においても、
キャリア教育・職業教育推進のための具
体的施策として、「高校生等に専修学校の
機能を活用した多様な職業体験の機会を
提供するための取組を促す」ことといた
われており、実践的な職業教育を行う専
修学校が地域社会等と連携した特色ある
取り組みを通じて職業体験の推進を図る
ことは、有効な支援策の一つです。
二十一年度概算要求では、多様な体験
の機会の充実を図るため、専修学校等に
おいて高等学校と連携し、様々な職業に
就くために必要な知識・技能・資格等の
事例紹介や、実践的な職業体験講座等
を行うカリキュラムを提供する取り組みを
行うために必要な経費を引き続き計上し
ています。

私学事業団の刊行物



○私学経営情報第24号

大学経営の事例集

経営改革の
強い味方!

学内の危機感を共有し、自校の改革を推進するため、他校でどのような改革・
改善をしているか教えて欲しいという教職員の皆様のご要望にお応えしまし
た。本書では、項目別に38の事例を掲載しています。

■平成20年3月刊 ■A4判120頁 定価1,600円(税込) ※送料別途

○ご購入を希望される方は下記までお問い合わせください。
NPO法人 学校経営研究会 (TEL 03-3239-7903 FAX 03-3239-7904)
※その他「今日の私学財政」「私学経営情報21号」「私学経営情報25号」等がご購入可能です。

特定健康診査にかかる健診結果の提供について

— 所属学校変更や継続資格取得となった加入者の結果提出もお忘れなく —

加入者の特定健康診査については、学校法人等が学校保健法(労働安全衛生法)に基づいて実施する定期健康診断結果を活用することとし、現在、学校法人等から提供していただく健診結果データの受け付けを行っています。

六月に特定健康診査の手続きや要領等を記載した案内書・対象者一覧等を送付し、その後、所属学校変更や継続資格取得の異動のあった加入者にかかる対象者一覧等を随時送付しています。異動のあった加入者の特定健康診査結果をすでに前任校で提出済みの場合、改めて提出していただく必要はありませんが、前任校で未提出の場合は、後任校にて提出

していただきますようお願いいたします。定期健康診断終了後は実施要領に従って、対象加入者の健診結果データを速やかにご提供ください。

私学事業団では、提出された健診結果から特定保健指導を必要とする加入者を選定します。対象となった方は本事業団が集合契約により委託する保健指導機関で保健指導を受けてください。

※現在、特定保健指導を実施できる保健指導機関が全国的に少なく、十分な保健指導体制が整っていない状況です。ご迷惑をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

平成20年度 加入者証の検認の実施

加入者証を正しく 使用していただくために

毎年加入者証の確認のため、私学事業団では検認を行っています。

加入者の皆様の保険診療が適正に行われるよう、今年度における加入者証の検認の実施についてお知らせします。

(1) 対象者

加入者及び被扶養者

(2) 学校法人等への通知

学校法人等代表者あてに検認の対象者及び検認方法について、11月中旬に通知します。

(3) 私学事業団への報告

検認結果については、「加入者証等検認結果報告書」で報告してください。

医療費通知の送付

五月診療の医療費について、十月下旬に「医療費のお知らせ」をお送りします。

1 医療費通知の目的

病気やケガの治療のために加入者証を使って保険診療を受けると、窓口で医療費の一部を受診者が支払い、残りの医療費を社会保険診療報酬支払基金を経て私学事業団が支払う仕組みになっています。このため、医療費の総額については、わかりにくいのが現状です。

本事業団では、「健康であることの大切さ」を再認識し、「医療費の適正化」を図ることを目的として、毎年、医療機関からの五月分の請求について、医療費の総額(保険診療の対象額)をお知らせしています。

通知には受診者名、受診年月、診療科目、診療日数、医療費総額、自己負担額を記載しています。病院名や疾病名など診療内容については記載していません。

また、入院時の差額ベッド代や自費診療などの医療費は含まれません。このため、窓口負担額と通知する自己負担額が一致しないこともあります。

2 医療費通知についてのお願い

なお、医療機関からの請求が遅れたことにより、四月以前の診療分が含まれている場合や五月の診療であっても通知されない場合がありますので、ご了承ください。

医療費通知は、加入者等のプライバシーにかかわることから「親展」扱いとして、十月下旬に学校法人等代表者あて(任意継続加入者は自宅あて)に送付します。通知の趣旨を説明のうえ加入者にお渡しください。



社会保険庁から送付される 「ねんきん特別便」について Q&A

すでに本誌や通知文でご案内のとおり、社会保険庁が送付する共済制度加入者にかかる「ねんきん特別便」については、原則、事業主（各学校法人等）経由の送付となりました。

今月号では、この「ねんきん特別便」に関する留意事項をQ&Aで掲載いたします。

Q1 「ねんきん特別便」の送付対象者は？

A1 社会保険庁で「ねんきん特別便」の作成時（作成年月日は別送された「送付対象者一覧表」の右上に記載）に私学共済の加入者である旨確認されている方が対象となります（「送付対象者一覧表」をご確認ください）。

ただし、次の①～③に該当する方は対象外となっています。

- ①「ねんきん特別便」の作成日以降に資格取得した方（作成日以前に資格取得した方でも、一部、対象となっていない方がいます。）
- ②平成二十年三月までに国民年金・厚生年金の年金を決定された方（二十年五月までに本人あて送付済みです。）

③二十年三月までに「ねんきん特別便」（青色の封筒）が届いた方（コンピュータ上で突合せの結果、記録が結び付く可能性のある方）

Q2 「ねんきん特別便」に記載されている氏名、生年月日、住所に誤りがある場合、どうするの？

A2 私学事業団で確認されている（加入者証等の記載）内容に誤りがなければ問題ありません。

変更等の届出がもれている場合は、「加入者異動報告書」により、本事業団へ申し出てください。

届出用紙は、私学共済事業ホームページからダウンロードできます。

Q3 私学共済に加入していた期間が「ねんきん特別便」に記載されていない、又は、誤りがある場合、「年金加入記録回答票」への記入は？

「ねんきん特別便」では、原則、平成九年一月以降の私学共済加入期間（九年一月以前から引き続き加入していた場合は、九年一月以前の期間も含まれます）のうち、社会保険庁への情報提供が完了している加入期間が記載されています。

Q4 「年金加入記録回答票」はどうするのか？

A3 「ねんきん特別便」では、原則、平成九年一月以降の私学共済加入期間（九年一月以前から引き続き加入していた場合は、九年一月以前の期間も含まれます）のうち、社会保険庁への情報提供が完了している加入期間が記載されています。

もし、私学共済加入期間に「もれ」や「間違い」があっても、別途、二十年五月に学校法人等あてに送付した「私学共済ねんきん特別便」（加入者用）に期間の記載があれば問題ありませんので、国民年金及び厚生年金の期間に間違いがなければ、「もれ」や「間違い」がない」とご回答ください。

A4 加入者の皆様は「年金加入記録回答票」を本人用の返信用封筒に入れた後、封がされた状態で各学校法人等に回収していただきます。

回収した「年金加入記録回答票」は、各学校法人等がまとめて「年金加入記録回答票返信用封筒」により社会保険庁へ提出してください。

その際、送付年月日等を記入した「送付対象者一覧表」の写しを併せて提出してください。

Q5 退職者の「ねんきん特別便」は？

A5 すでに退職しているにもかかわらず、「ねんきん特別便」が学校法人等へ送付されることがあります。

その場合、同封されている「年金加入記録回答票返信用封筒」を使用して社会保険庁へ返送してください。社会保険庁からは改めて退職者本人あて送付されません。

なお、各学校法人等で退職者の連絡先住所等を把握しており、確実に退職者に配付できるときは、各学校法人等からの配付をお願いします。

Q6 加入者の配偶者の「年金加入記録回答票」も一緒に各学校法人等を通じて回収してもらえるか？

A6 配偶者本人から直接社会保険業務センターへ送付してください。



共済業務

Q7

「年金加入記録回答票」の回収
ができなかった場合、どうなる
のか？

A7

「年金加入記録回答票」の回収
は、配付から一か月以内を目途と
していますが、回収できない加入者につ
いては、引き続き、回収の呼びかけを行っ
てください。

「年金加入記録回答票」の提出後、社
会保険庁から回答がなかった方の氏名等
が記載された「送付対象者一覧表」が学
校法人等あてに送付されてきます。

また、一定期間経過しても提出がない
場合は、社会保険庁の業務委託先事業者
から、電話により進捗状況の確認をされ
ることがあります。

なお、「年金加入記録回答票」の記載
内容に不備があった場合は、社会保険庁
から直接加入者に照会があります。

◎このQ&Aで記載した事項について
は、社会保険庁ホームページの「事
業主經由で第2号被保険者に送付する
「ねんきん特別便」の実施に係る事務
取扱要領（共済組合用）」に詳細な説
明が掲載されていますので、ご確認く
ださい。

なお、「ねんきん特別便」等に関す
るお問い合わせは、左記の社会保険庁
の専用ダイヤル、又は、お近くの社会
保険事務所・年金相談センターにご連
絡ください。

お問い合わせ先

○社会保険庁の「ねんきん特別便専用
ダイヤル」

☎0570-0581555

※IP電話・PHSからは

☎03-6700-1144

【受付時間】

月～金曜日 午前九時～午後八時

第2土曜日 午前九時～午後五時

○お近くの社会保険事務所・年金相談
センター

※都道府県社会保険労務士会でも無料
相談を行っています。

※詳しくは、社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/> へ

**(財) 教職員生涯福祉財団が行う
アイリスプランの募集**

【医療・傷害補償コース】

病気やケガにより一泊二日以上の入院
をしたとき、一日目から給付金が支払わ
れる医療入院コースと、日常的なケガや
交通事故による入院・通院等に対して給
付金が支払われる傷害補償コースがあり
ます。

医療入院コースは、がん入院の場合は
給付が倍額となるほか、オプションによ
り手術給付や生活習慣病、女性特定疾病
入院給付などを付加することができます。

【介護保障コース】

保障期間は終身で年齢や事由に関係な
く要介護状態（公的介護保険の要介護二
程度以上）が九十日を超えて継続した場
合、初日（要介護状態と診断された日）
にさかのぼり、給付金が支払われます。

【年金コース】

加入者が在職中に掛金を積み立て、そ
の積立金と配当金を原資として、退職（脱
退）後に年金などを受け取ることができ
る公的年金制度の補完的な制度で、掛金
の税制上の取り扱いにより、「一般型」
と「個年型」があります。

【一般型】

・満六十歳までに二年以上加入すること
ができる加入者
・一般の生命保険料控除の対象

【個年型】

・満六十歳までに十年以上加入すること
ができる加入者
・個人年金保険料控除の対象

【手続き方法等】

今回の募集は「新規加入」と既加入者
の「口数変更（増口・減口）」の申し込
みを受け付けます。

募集パンフレットは十月初旬に学校法
人等あてに送付します。

各コースの加入申し込みは、募集パン
フレット裏面の資料請求書（FAX用）
等をご利用ください（資料請求の締切日
は十月三十一日（金）ですので、ご注意
ください）。

(財)教職員生涯福祉財団ホームペー
ジには、この「アイリスプラン」各
コースの概要、制度内容のQ&A、
事務取扱要領が常時掲載されていま
すので、ご参照ください。また、ホー
ムページから資料請求ができます。
<http://www.kyosokuinzaidan.jp/>

年金が支給停止される時 —60歳以上65歳未満の在職支給のしくみについて—

65歳未満で私学に在職している退職共済年金又は障害共済年金の受給権者については、在職中の標準給与の月額とその月以前1年間の標準給与の額及び年金額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止となります。

基本的なしくみ

在職中の退職共済年金等の支給額は、**総給与月額相当額**_{※1}と**基本月額**_{※2}により計算されます。

※1 総給与月額相当額

$$= (\text{在職中の退職共済年金等を計算する月の標準給与の月額}) + (\text{その月以前1年間の標準給与の額の総額} \times \frac{1}{12})$$

※2 基本月額 = {年金額 - (職域部分 + 加給年金額)} \times \frac{1}{12}

- (1) 総給与月額相当額と基本月額の合計額が28万円に達するまでは、基本月額が支給されます。
- (2) 総給与月額相当額と基本月額の合計額が28万円を超えるときは、次の計算式による額が支給されます。
- ① 基本月額が28万円以下で総給与月額相当額が48万円以下のとき

$$\text{支給月額} = \text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総給与月額相当額} - 28\text{万円}) \times \frac{1}{2}$$
 - ② 基本月額が28万円以下で総給与月額相当額が48万円を超えるとき

$$\text{支給月額} = \text{基本月額} - \{(\text{基本月額} + 48\text{万円} - 28\text{万円}) \times \frac{1}{2} + \text{総給与月額相当額} - 48\text{万円}\}$$
 - ③ 基本月額が28万円を超え総給与月額相当額が48万円以下のとき

$$\text{支給月額} = \text{基本月額} - \text{総給与月額相当額} \times \frac{1}{2}$$
 - ④ 基本月額が28万円を超え総給与月額相当額が48万円を超えるとき

$$\text{支給月額} = \text{基本月額} - (\text{総給与月額相当額} - 24\text{万円})$$
- (3) 基本月額から控除する額が基本月額を超えるときは、全額支給停止となります。

(1)～(3)を表にすると、年金の支給月額は以下ようになります。

総給与月額相当額 基本月額 (年金月額)	15万円	20万円	*30万円	40万円	50万円
10万円	10万円	9万円	4万円	0円	0円
15万円	14万円	11.5万円	6.5万円	1.5万円	0円
*20万円	16.5万円	14万円	*9万円	4万円	0円
25万円	19万円	16.5万円	11.5万円	6.5万円	0.5万円

【例(表の*部分)】

基本月額20万円、総給与月額相当額30万円のとき、年金の支給月額は9万円になります。

$$\begin{aligned} \text{支給月額} &= \text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総給与月額相当額} - 28\text{万円}) \times \frac{1}{2} \\ 9\text{万円} &= 20\text{万円} - (20\text{万円} + 30\text{万円} - 28\text{万円}) \times \frac{1}{2} \end{aligned}$$

なお、65歳以上の場合も、基本月額と総給与月額相当額により、在職中の一部支給停止があります。ただし、経過的加算額は支給停止されません。

手続き

学校法人等から報告される標準給与や標準給与に連動して処理が行われますので、手続きは必要ありません。支給額に変更があった場合は、私学事業団から直接年金者あてに「決定・改定・支給年金額変更通知書」を送付します。

積立共済年金・共済定期保険 後期募集（平成21年4月1日加入）

募集期間 11月4日（火）～11月28日（金）私学事業団必着

積立共済年金（つみきょう）

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職（脱退）後に年金などを受け取ることができる公的年金の補完的な制度です。

月々2,000円（2口）の掛金から積み立てることができ、運用予定利率は1.25%です。

この制度には右の2コースがあります。

税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）

満65歳までに10年以上掛金を積み立て
→退職（脱退）後、年金及び一時金を選択

自由選択コース（一般生命保険料控除の対象）

満65歳までに2年以上掛金を積み立て
→退職（脱退）後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を選択

共済定期保険（きょうさいていき）（お問い合わせ 共済定期保険専用フリーダイヤル ☎0120-716-267）

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は右のとおりです。

配当金 1年毎に収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還元します。

（平成19年度配当率）

家族年金コース・学校加入コース 44.63%

医療保障コース 45.85%

※退職後も継続して加入できる「退職後継続制度」を引受保険会社で用意しています。当制度の加入資格年齢は平成20年4月1日加入より「45歳以上」から「18歳以上」に拡大されました。退職日直前まで継続して2年以上加入している方が対象です。

※平成21年4月1日加入分より「退職後保障プラン」に名称変更します。

今回の募集については、個人別に案内書を作成した個別封筒を配付することとしましたので、ご協力をお願いいたします。

家族年金コース

（主契約です）

加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金または年金を給付します。独身の方もご加入いただけます。（配当金を還元）

医療保障コース

病気やケガで5日以上入院したとき（配当金を還元）

医療費支援コース

日帰りからの入院も保障。その他手術、女性疾病にも対応

3大疾病保障コース

がん、急性心筋梗塞、脳卒中になったとき

長期休業補償コース

病気やケガで長期の休職となったとき

学校加入コース

学校法人等が保険料を負担し、加入者へ甲斐金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています。（配当金を還元）

申し込み方法

後期募集では、「新規加入」「コース加入」「口数の変更」さらに「被保険者の追加及び脱退（共済定期保険のみ）」を受け付けます。積立共済年金の申し込みは「新規加入申込書」を、他のコースに加入を希望する又は口数を変更する場合は「コース加入・口数変更（増口・減口）申込書」にてお申し込みください。共済定期保険の申し込みは、パンフレット及び共済事務担当者保管の「共済定期保険事業関係約款」に記載されている加入資格（告知内容）、支払条件等を確認のうえ、「加入申込書兼告知書」にてお手続きください。

送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※より詳しくお知りになりたい教職員の方々に、学校法人等に訪問して説明会を開催いたします。ご希望の場合は貯金係までお申し出ください。

共済業務

〒113-8441
文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお手元にご用意くださるよう、お願いします。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

年末調整用証明書の送付

①積立共済年金加入者

10月初旬より、生命保険料控除のための証明書（個人年金用・一般生命保険用）を積立共済年金加入者の届出住所あてに順次送付します。

②共済定期保険加入者

10月末頃に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届出住所あてに送付します。

海外研修旅行（冬期コース）募集の締め切り

冬期2コース（イベリア半島周遊教養の旅、モロッコ・スペイン・ポルトガル周遊教養の旅）の参加申込書受け付けは、10月10日（金）必着となっています。

電話による健康増進・介護相談サービス

東京臨海病院では、電話による健康増進・介護相談サービスを実施しています。健康上の不安や家族を介護するうえでの悩みなどについて、社会福祉士をはじめ経験豊富なソーシャルワーカーが直接お答えするホットラインです（内容によっては、医師と相談のうえお答えします）。

東京臨海病院 医療福祉相談室

☎0120-684-550

プライバシーは厳守しますので、安心してご相談ください（携帯電話・PHSからのご相談はできません）。

◆相談を受けられる人

- ・加入者（任意継続加入者を含む）及びその家族
- ・年金者及びその家族

◆相談できる日時

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

◆相談費用

通話料、相談料ともに無料

◆相談できる内容

健康相談、介護相談、介護情報

英語版ホームページのご案内

私学共済事業ホームページでは、英語版も定期的に更新をしています。「私学共済ブック2007」〔給付編〕の内容が盛り込まれていますので、ぜひご利用ください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

積立貯金 後期申し込み締め切り
残高通知書等の送付

- ①積立貯金の後期加入申し込みは10月24日（金）までとなります。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。
- ②「積立貯金決算明細書」及び貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は、10月上旬に学校法人等あてに送付します。

「積立貯金のご案内」の訂正

レター9月号とともに送付しましたパンフレット「積立貯金のご案内」の裏表紙に記載した貯金私書箱の郵便番号に誤りがありました。おわびし、訂正いたします。
（誤）101-8790 →（正）101-8709

加入者向広報「レター」11月号、積立共済年金及び共済定期保険の募集パンフレット等を10月下旬に学校法人等あてに送付します。

10月の共済業務スケジュール

2日（木）	貸付 送金
5日（日）	貸付 9月分定期償還期限
10日（金）	貯金 払込期限（必着）
15日（水）	貸付 申込・任意償還申出締切
20日（月）	貯金 送金
22日（水）	貸付 送金
24日（金）	貯金 後期加入申込・払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
28日（火）	掛金 9月分口座振替（自振校のみ） 貸付 10月分定期償還口座振替（自振校のみ）
31日（金）	掛金 9月分納期限 貸付 翌月25日送金申込締切

11月の共済業務スケジュール

4日（火）	積立共済年金 後期加入申込開始 共済定期保険 後期加入申込開始 貸付 送金
5日（水）	貸付 10月分定期償還期限
10日（月）	貯金 払込期限（必着）

INFORMATION

委員の就退任のお知らせ

◆共済運営委員会委員

(平成20年7月15日付)
退任 小濱哲二
(平成20年8月31日付)
退任 関口次雄
(平成20年7月16日付)
新任 小笠原広樹
(平成20年9月1日付)
新任 藤本明弘

◆共済審査会委員

(平成20年8月31日付)
退任 久住和夫
退任 斎藤公男
退任 柴忠義
退任 田中富也
(平成20年9月1日付)
新任 鈴木勇二
新任 町田信夫

新任 渡部茂
新任 川村仁弘
再任 大竹則雄
再任 石橋恵二
再任 嵯峨実允
再任 岡行輔
再任 中井敏夫

「月報私学」はホームページにも掲載しています

「月報私学」の内容は、本事業団ホームページ (http://www.shigaku.go.jp/g_geppo.htm) にも掲載しています。当月号だけでなくバックナンバーもご覧いただけますので、ぜひ活用ください。



助成業務

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home

「私学情報センター」の改称について

私学事業団九段事務所1階に設置している「私学情報センター」は、このたび「私学情報資料室」に改称しました。提供している私立学校の図書資料等につきましては従来と変更ありません。制度等の見直しや規程改正をお考えの際にはぜひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7846・7847
Eメール center@shigaku.go.jp

平成20年度マネジメントセミナーの開催について

私学経営情報センターでは、平成20年度の私立大学・短期大学マネジメントセミナー(仮称)、私立高等学校マネジメントセミナー(仮称)を20年11~12月頃に開催する予定です。会場、日程などの詳細につきましては決まり次第ご案内します。

私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7850・7851
Eメール center@shigaku.go.jp

平成21年度「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」の公募締め切りについて

平成20年9月1日付で、大学・短期大学・高等専門学校法人あてに送付しました、標記の研究計画調書等の提出締め切りが近づいています。

応募される学校法人は、期限までに「研究計画推薦書」、「研究計画調書」等必要書類を、助成部寄付金課までご提出ください。

なお、公募要領、公募様式等については、本事業団ホームページ (<http://www.shigaku.go.jp/>) 私学振興事業本部「学術研究振興資金」から「平成21年度学術研究振興資金公募様式等」及び「平成21年度学術研究振興資金(若手研究者奨励金)公募様式等」をご覧ください。

提出期限 平成20年10月24日(金)

助成部 寄付金課
☎03(3230)7315~19
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私立学校施設の耐震化に対する補助制度と融資の説明会の開催について

10月下旬から11月上旬にかけて、大学・短期大学・高等専門学校法人を対象に、文部科学省と本事業団合同で私立学校施設の耐震化に対する補助制度と融資についての説明会を開催する予定です。詳細は後日各学校法人あてに通知します。

融資部 融資課
☎03(3230)7868~7871
Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

軽井沢で芸術の秋を満喫

吹き抜ける風が涼しくなり、空が高くなってきました。
 軽井沢では新名物、レトロ調のボンネットバスが運行され、
 脇田美術館、セゾン現代美術館、軽井沢絵本の森美術館など数
 多くの美術館や博物館の案内役をしてくれます。また、車窓か
 ら静かな秋の街並みを鑑賞するのもおすすめです。「1日フリー
 乗車券」を購入すれば、割安で楽しむことができます。
 これからの季節、軽井沢で芸術の秋を満喫してみたいはかが
 でしょうか。



ボンネットバス

紅葉プラン 1泊2食

1室2名利用……1名様 **8,800円**
 1室1名利用……1名様 **9,300円**

11月21日(金)までの格安プランです(土・休前日を除く)



雲場池(すずかる荘より車で約15分)
 写真提供: 信州長野観光協会

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
 (新幹線軽井沢駅からしなの鉄道で中軽井沢駅下車徒歩10分)

融資事業のご案内

長期・固定金利がポイントです!

◆融資金利表 (平成20年10月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	2.0	1.5	1.4
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のため の土地買収事業等 (特別施設費)	2.1	1.6	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.2
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.5	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象とな
 ります。

私学事業団融資は、
 長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等返済です。

「長期・固定・低利で、返済計画が立てやすい」
 「据置期間が2年間あり、経営面で余裕ができる」
 (事業団融資を利用された学校法人のご感想です)

- 校舎、園舎等の施設の建築(改修も含みます)
- 校地、園地の購入
- 機器備品の購入

これらの事業資金に
 ご検討ください。



ご相談はお早めにどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp